

答申第 4 7 号（ 諮問第48号 ）

平成13年7月5日から6日に県議が利用した
借上車の経費に関する書類の部分開示決
定に対する異議申立ての件に係る答申書

1 審査会の結論

- (1) 実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の情報のうち、下記の部分については開示すべきである。

記

・金融機関名、口座種別、口座番号及び口座名義（以下「口座情報」という。）

- (2) その余についての決定は妥当であり取り消す必要はない。

2 諮問事案の概要

(1) 公文書開示請求

異議申立人（以下「申立人」という。）は、情報公開条例（以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県議会議長（以下「実施機関」という。）に対し、平成14年11月8日、「13年7月5日～6日県議が利用した借上車に係る経費に関する書類」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

(2) 実施機関の決定

実施機関は、平成14年11月20日、本件請求に係る公文書を「13年7月5日～6日県議が利用した借上車に係る経費に関する書類」（以下「本件公文書」という。）と特定し、本件公文書について部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、本件処分の公文書を一部開示しない理由を次のとおり付して、申立人に通知した。

・条例第14条第3号該当

支出回議書及び請求書に記載のある、支出相手方の代表者印、振込先銀行名・口座番号については、法人その他の団体の事業に関する情報であるため。

(3) 異議申立て

申立人は、行政不服審査法第6条の規定に基づき、平成15年1月16日、本件処分を不服として実施機関に対し異議申立てを行った。

(4) 諮問

実施機関は条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、平成15年2月7日、本件処分の取り消しに係る異議申立事案の諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

3 申立人の主張要旨

申立人が主張している異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分の取り消しと、文書の開示を求める。

(2) 条例における開示・非開示の解釈について

事業者が開示すべき相手方を限定する情報として管理していない情報について、条例第14条第3号イに該当し、開示することにより正当な利益を害する「おそれ」があると認めるためには、実施機関が開示することに起因する正当な利益を害

する想定事例の発生の可能性が、当該法人等の業務業態や社会的立場に照らして、現実的に起こり得ると言える程度にまで達していることを要する。

なぜならば、実施機関の想定事例がどんなに非現実的であっても、可能性が完全なゼロでない限り「おそれ」があるとしてしまえば、法人等から提供された情報のほとんど全てを非公開にすることができてしまい、条例の趣旨は没却されてしまうからである。

(3) 本件公文書の内容と開示すべき理由について

本件処分は、「平成14年9月12日第1小法廷判決平成11年(行ヒ)第50号奈良県食糧費情報公開請求事件」(以下「判決」という。)と同様の理由で違法である。つまり、本件非開示情報のうち振込先金融機関・口座番号・口座名義は、当該事業者が記載若しくはそれを実施機関職員が転記したものであり、代金の振込送金先を指定する趣旨のものである。そして、一般的なタクシー業者の業務態様をみれば、請求書に記載して顧客に交付することにより、振込先銀行名・口座番号が多数の顧客に広く知れ渡ることを容認している。このような情報の管理の実態にかんがみれば、元来は当該事業者が内部限りにおいて管理して開示すべき相手方を限定する利益を有する情報であっても、顧客が群馬県であるからこそ当該事業者が特別に口座番号を開示したなど特段の事情がない限り、これを開示しても当該事業者の正当な利益が損なわれるとは認められない。

また、実施機関は、口座情報の悪用の事例として「ヤミ金融」から勝手に現金が振り込まれ、法外な利息で返済を迫られた「押し貸し」の事例を挙げ「おそれ」があると主張するが、社会的にも相当の立場を有する群馬県ハイヤー協会(以下「ハイヤー協会」という。)が、「ヤミ金融」による押し貸しの標的にされる可能性は現実的に起こり得ると言える程度にまで達していない。

本件非開示情報のうち代表者の印影は、当該事業者の請求書に押捺されているものであり、通常は銀行取引に使用する印章を請求書に押捺することはないと考えられる。したがって、振込先金融機関等と同様の趣旨で、これを開示しても当該事業者の正当な利益が損なわれることはない。

また、実施機関は代表者印は銀行印以上に重要な印であると主張するが、重要であることと、当該事業者が開示すべき相手方を限定する情報として管理することは別問題である。銀行印は、法人等が銀行取引のために当該銀行にのみ提示する情報であるので当該事業者が開示すべき相手方を限定する情報として管理しているのである。一方、代表者印は法人を代表することを対外的に示すために押印されるものであるから、当該事業者が開示すべき相手方を限定する情報として管理していない情報にあたる。実施機関が実印偽造の事例としてあげた、多重債務者を標的にした「偽借用書による訴訟詐欺」は、自ら「ヤミ金融の帝王」を名乗る金融業者が、多重債務者を標的にしたものであり、ハイヤー協会がその標的にされる可能性は現実的に起こり得ると言える程度にまで達していない。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が主張している非開示の理由を要約すると、次のとおりである。

(1) 条例における開示・非開示の解釈について

条例第1条の目的及び第13条の公文書開示の原則を踏まえたうえで、第14条各号に規定する「開示してはならない」情報に該当する文書が含まれていないかどうかを検討した。

(2) 開示請求に係る本件公文書の記載事項について

本件公文書は、県議が利用したタクシーに係る経費について記載された公文書で、記載事項は、(1)利用タクシー会社名(2)使用日時(3)使用区分(利用区間)(4)料金(5)利用者所属・氏名・印(6)発行者職名・印(7)請求日(8)請求金額(9)振込先の金融機関名・支店名・預金種別・口座番号(10)債権者名・住所・代表者名・電話番号(11)債権者の協会印・代表者印(12)検査確認日・印(13)県予算科目(14)支出金額(15)口座振込先金融機関・口座種別・口座番号・口座名義である。

(3) 公文書を開示しない理由

実施機関がその保有する情報を公開する目的は、「県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくこと」(条例第1条)にあるが、今回非開示とした法人等の代表者の印影や口座情報については、同条第3号イの「公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するもの」に該当すると判断した。なお、本件請求に対しては支出の相手方の名称や金額、支払日等の県費の支出に係る情報は全て開示しており、第1条の目的を達成するために必要にして十分な情報を公開している。

申立人は、本件処分は判決と同様の理由で違法であり、全部開示すべきであると主張するが、この判決は実施機関に提出された文書中の法人等の口座情報及び印影の開示を無条件で認めたものではない。本件の相手方は、飲食店ではなく、また、申立人の主張するような一般のタクシー業者でもない県内のタクシー業界の団体である。飲食店とは異なり、一般のタクシー業者においては、口座情報を記した請求書を配布するような精算形態はとられていない。ましてや、そのような業界の団体が、不特定多数の者に対し広く口座情報を提供しているとは考えられない。したがって、実施機関はその内部情報の保護に留意すべきである。

判決は、請求書に銀行取引に使用する印章を使うとは考えられないから、請求書に押捺された印影が銀行印のものであることを前提に非開示とすることを認めた控訴審判決は誤りである、としている。したがって、この最高裁判決は、押捺されているのが銀行印であるとすれば、その印影を非開示とできることを認めていると解される。県においては、正当な債権者からの請求書であることを確認するため、法人等の請求書については代表者印を押印することを求めている。法人等の代表者印は、銀行印以上に重要な印であり、銀行印の印影を非開示にすることが相当であるとすれば、代表者印についても同様であるべきである。また、通常、請求書に銀行取引に使用するような印章を用いることが考えられないとすれば、この代表者印は、県に提出する書類であるために特別に押捺されたものと判断すべきであり、実施機関はその情報の保護に留意すべきである。

口座情報や印影が第三者によって悪用された事例として、いわゆる「ヤミ金融」業者による押し貸しや、実印を偽造した虚偽の借用書をもとに裁判所に貸金返還訴訟を起こし勝訴判決を得ていた例などがある。これらは地方公共団体の情報公開の

結果として起こされたものではない。しかし、県と私法上の取引関係にある者の口座情報・印影については、誰でも情報公開制度により入手できるとなれば、この種の犯罪的動機を有する者による制度の悪用を防ぎ得ず、県民の利益を損なう結果となることが十分想定される。

5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

(1) 判断に当たっての基本的な考え方について

条例は、第1条に規定されているとおり、公文書の開示を請求する権利を明らかにし、県が県政に関し県民に説明する責務を全うすることにより、県民の理解と信頼の下に公正で透明な行政を推進し、県民による県政への参加を進めていくことを目的として制定されたものであり、原則開示の理念のもとに解釈・運用されなければならない。

しかし、条例の前文にあるとおり、情報の公開により、県民のプライバシーや公共の利益の侵害など、本来の目的が阻害されてはならないとされており、この公文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、条例第14条各号に規定されている非開示情報に該当するかどうかによって決せられるべきものである。

よって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件公文書が条例第14条各号に該当するかどうかをその文理及び趣旨に従い、事案の内容に即し具体的に判断するものである。

(2) 条例第14条第3号の該当性について

まず、本件公文書に記録され、実施機関が非開示とした情報が、条例第14条第3号に該当するかどうかについて検討する。

本号本文にいう「法人その他の団体に関する情報」とは、法人等の組織や事業に関する情報のほか、法人の権利利益に関する情報など、法人と何らかの関連性を有する情報を指すと解される。

本件公文書は、県議会議員が利用したタクシー料金の支払いに関する公文書で、支出回議書に請求書及び群馬県タクシー共通乗車券が添付されたものである。そのうち、実施機関が非開示としたのは、支出回議書並びに請求書に記載されたハイヤー協会の口座情報と、請求書に押捺されたハイヤー協会の代表者の印影である。ハイヤー協会は任意団体で、その他の団体に該当するため当該非開示とした情報は、本号本文にいう法人その他の団体に関する情報に該当する。

次に、上記の本号本文に該当する情報が、本号イに該当するか検討する。本号イにいう「法人等の権利」とは、法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等、法人の運営上の地位を広く指すものである。そして、「害するおそれ」があるかどうかの判断にあたっては、法人等の性格や権利利益の内容、性質等に応じて適切に判断する必要があり、また、「おそれ」の判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められている。

①口座情報について

審査会で審査したところ、実施機関が非開示とした情報のうち口座情報は、タクシー料金の請求書に債権者であるハイヤー協会が記載したものであり、代金の振込先を指定する趣旨のものであると認められる。また、ハイヤー協会の取引形態をみると、協会の顧客は、タクシー共通乗車券により県内のほぼ全域に所在する協会加入のタクシー業者を利用することができ、協会はその利用料金を加入業者から月毎に取りまとめて顧客に請求するもので、ある程度の利用頻度と広域的利用が見込まれるものが顧客となっていることが認められる。

したがって、実施機関が主張するように、一般のタクシー業界においては、口座情報を記載した請求書を配布するような形態はとられておらず、ましてや、そのような業界の団体が不特定多数の者に対し広く口座情報を提供しているとは考えられないとの主張については、実態として、広く多数の者がその顧客とはなっていないことは認められるが、顧客は群馬県に限ったものでもなく、新規の者もその顧客になり得るものであり、口座情報は、協会を利用する者であれば決済処理において、通常、開示されている情報であると解され、内部限りにおいて管理されている情報とはいえない。よって、口座情報を公にすることは、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報に該当するとはいえない。

代表者の印影について

次に、請求書に押捺されたハイヤー協会の代表者の印影について検討する。県では、平成5年3月1日付副出納長通知「口座振替による支出の取扱いについて」に基づき口座振替による支出を取り扱っているところであるが、通知中、「2請求書の記載により支出するとき」は、「法人から提出される請求書は、法人の代表者からのものであることを確認すること。」とし、例示の中で、法人の代表者印は法人登記済印を押す旨が記載されている。

審査会で確認したところ、ハイヤー協会は任意団体であり押捺された代表者印は登記済印ではないが、銀行印であることが判明した。銀行取引に使用する印章は、当該法人が銀行取引のために取引銀行に提示するもので、当事者間のみが知りうる情報である。

したがって、当該印影を公にすることは法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

次に、口座情報及び法人の代表者印が、同号口に該当するかどうかを検討する。

同号口は、「実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたもの」が該当するが、当該情報の提供にあたり「公にしない」との条件は出されていないため、当該情報は同号口には該当しない。

また、当該情報は、本号ただし書きの人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要な情報に該当するとは認められない。

以上により、本件公文書に記載され、実施機関が非開示とした情報のうちハイヤー協会の代表者の印影は条例第14条第3号イに該当し、かつ、同号ただし書きに該当しないので、非開示となる法人等事業情報に該当すると認められる。

(3) まとめ

以上のことから、実施機関は、本件異議申立ての対象となった公文書の情報のうち、口座情報については開示すべきであるが、ハイヤー協会の代表者の印影について非開示とした決定は妥当である。

6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	内 容
平成15年 2月 7日	諮問
平成15年 3月13日	実施機関からの理由説明書を受領
平成15年 4月10日	異議申立人から意見書を受領
平成15年 4月25日 (第87回審査会)	審議(本件事案の概要説明) (実施機関の口頭意見陳述)
平成15年 6月 6日 (第88回審査会)	審議
平成15年 6月23日 (第89回審査会)	審議
平成15年 8月 6日 (第90回審査会)	審議
平成15年 9月 4日 (第91回審査会)	審議
平成15年10月 7日	答申